

直接請求制度の運用上の課題に関する研究会開催要綱（案）

1. 開催趣旨

直接請求制度について、近年署名収集が実施された地方公共団体の選挙管理委員会から、署名収集、署名簿の縦覧等の手続に関し、不正防止や個人情報保護等の観点から運用上の課題提起がなされていることを踏まえ、必要な論点整理を行い、講ずべき対応を検討することを目的として、研究会を開催する。

2. 構成員

研究会は、別紙のメンバーをもって構成する。

3. 座長

- (1) 研究会に、座長を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

4. 議事

- (1) 座長は、研究会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要に応じ、必要な者に出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 研究会は非公開とするが、研究会終了後に配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、公表することとする。ただし、配布資料については、座長が必要と認める時は非公表とすることができる。

5. その他

- (1) 研究会の庶務は、総務省自治行政局行政課において処理する。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。

【別紙】

直接請求制度の運用上の課題に関する研究会 構成員名簿

(座長)

ただの まさひと
只野 雅人 一橋大学大学院法学研究科教授

(構成員)

あらみ れいこ
荒見 玲子 名古屋大学大学院法学研究科教授

いたがき かつひこ
板垣 勝彦 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授

こじま はやと
小島 勇人 一般社団法人選挙制度実務研究会代表理事

たにぐち なおこ
谷口 尚子 慶應義塾大学大学院システムデザイン・マネジメント
研究科教授

(※五十音順、敬称略)

(オブザーバー)

都道府県選挙管理委員会連合会

全国市区選挙管理委員会連合会

指定都市選挙管理委員会連合会